

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構 広報委員会規約

第1条 (目的)

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構広報委員会（以下、「委員会」という）は、臨床発達心理士の認定に関する当法人の活動を広く世に広め、臨床発達心理士の資格取得希望者および本資格の社会的認知を拡大することにかかわる事業を行うことを目的とする。

第2条 (委員)

委員会は若干名の委員をもって構成する。

- 2 同委員の任命は、理事会の承認を経て、代表理事が行う。
- 3 委員の任期は2年とする。再任は3期（6年）まで妨げない。
- 4 委員会の委員長および副委員長の選出は、委員の互選による。委員長および副委員長の任期は2年とする。ただし、再任は3期（6年）まで妨げない。
- 5 委員長は理事として理事会および社員総会に出席する。

第3条 (事業)

広報委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① ウェブページの管理と運営
- ② ポスターおよびパンフレットの作成と関係機関への送付
- ③ その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第4条 (決議)

委員会の決議は、委員の過半数をもって行う。

第5条 (委員会の開催)

広報委員会（ウェブ会議も含む）は委員長が招集し、必要に応じ開催する。

第6条 (本規約の変更)

この規約の変更は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得るものとする。

施行期日 2008年12月13日より施行する。

改定 2010年12月12日 一部改定

改定 2023年6月11日 一部改定